

## 神奈川県監査委員公表第3号

### 監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県収用委員会会長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成31年3月12日

神奈川県監査委員 村上英嗣  
同 高岡香  
同 太田眞晴  
同 国吉一夫  
同 高橋稔

#### 1 措置の対象となった監査の結果

平成30年12月7日（神奈川県公報号外第67号）神奈川県監査委員公表第20号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち収用委員会分1箇所に係る1事項

#### 2 監査の結果及び講じた措置の内容

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
収用委員会事務局	平成30年9月11日（平成30年8月9日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、ファクシミリ保守及び消耗品等の供給契約（単価契約、支出額1,335円）について、契約期間の開始日が平成29年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月1日に締結していた。	不適切事項については、契約締結期日の認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。